

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業行動の最重要課題として位置付けており、取締役の選任、報酬の決定、経営の監視を含む経営の諸問題に対し、法令を遵守し、また、コーポレート・ガバナンスの基本方針の見直しを図り、「企業経営の効率性の向上、健全性の確保、透明性の向上」という方針のもと取り組んでおります。グループの内部統制機能の充実を目指し、内部統制システム、リスク管理体制、コンプライアンス推進体制の見直しと強化を図ってまいります。

尚、当社グループの取組みをまとめたものを「コーポレート・ガバナンス基本方針」として当社ホームページにて開示しております。

<http://www.n-interlife.co.jp>

【株主の権利・平等性の確保】（基本原則1）

当社は、株主の権利を実質的に確保するため、株主総会参考書類や決算情報などのIR情報について、当社のウェブサイト（ホームページ）上における発信等を行っております。また、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行っております。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】（基本原則2）

当社グループは、企業が社会の一員であることを認識し、取締役および従業員が高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動することを確保するための行動準則として、「グループ行動規範」を定めております。

【適切な情報開示と透明性の確保】（基本原則3）

当社は、株主の平等性を確保しつつ、すべてのステークホルダーが当社への理解を深められるよう、法令等に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外の事項についても積極的に公表し、その内容については、情報価値が高く、分かりやすい表現に努めます。

【取締役会等の責務】（基本原則4）

取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負うこととしております。

【株主との対話】（基本原則5）

当社は、企業の社会的責任（CSR）の遂行を経営の重要課題と考え、社会に生き続ける「企業市民」として、健全な経営を実現するための業務執行の指針としてCSR憲章を掲げ、すべての法令・社会規範を遵守し、ステークホルダーとの良好な関係構築に努めております。株主との対話全般については、経営企画部内にIR担当部門を設け、そこが窓口となり、対話の申し込みに対しては適切に対応しております。また、半期ごとに機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役自身が決算の内容や事業の状況について説明しております。株主等との対話を通じて得られた意見や懸念事項については、経営陣に対して適時にフィードバックを行い、必要に応じて取締役会で共有いたします。重要な内部情報については、細心の注意を払うとともに適時開示を徹底しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所JASDAQ上場企業として取組みが求められている、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。なお、情報開示の充実の一環として、下記の原則について実施しない理由と今後の方針を記載いたします。

【補充原則1-2④】

当社の株主構成等を検討した結果、現時点においては招集通知の英訳を実施しておりません。今後、外国人株主比率等の推移も踏まえ、検討してまいります。

【補充原則3-1①】

当社は、原則3-1の項目において、検討中を含めて一部実施していない項目があり、その記載に具体性を欠く部分がありますので、今後は項目の遵守に努め、利用者にとって情報価値の高い記載となるよう配慮してまいります。

【補充原則4-1③】

最高経営責任者等の後継者につきましては、個々の業績、人格、見識等を吟味して、候補者を絞り込んでいくこととなりますが、後継者計画といった具体的な手続きやプランを明定しているものではありません。

今後、最高経営責任者等の後継者計画（プランニング）について、その要否も含め検討してまいります。

【補充原則4-3①】

取締役候補の選任手続きについては、透明性・公正性を確保し、かつ実効性の高いガバナンスを行える仕組みを今後検討してまいります。

【補充原則4-8①】

当社は、2名の独立社外取締役がありますが、社外取締役を含む全ての取締役の間で情報の交換、共有を行っており、取締役会では取締役全員が積極的に議論に参加できるように努めております。

【補充原則4-8②】

2名の独立社外取締役が経営幹部との対話を効果的に行っており、現時点では筆頭独立社外取締役を決定する必要はないと考えております。

[原則4-10]

取締役会の意思決定に際し、より透明性・公正性を高めるための仕組みを作ることを必要に応じて今後検討してまいります。

[補充原則4-10①]

取締役の指名・報酬などの検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得るための特別な手続は経ておりませんが、2017年度以降はより透明性を確保できるよう、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る仕組みを作ることを検討してまいります。

[補充原則4-11③]

取締役会の実効性についての分析・評価について年に1度、各取締役に対するアンケート形式で行うこととし、結果の概要の開示につきましては、検討を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ピーアークホールディングス株式会社	6,670,200	33.33
セガサミーホールディングス株式会社	4,017,200	20.08
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	496,700	2.48
株式会社乃村工藝社	445,300	2.23
インターライフホールディングス取引先持株会	405,200	2.02
東京建物株式会社	400,000	2.00
及川 民司	294,781	1.47
天井 次夫	252,300	1.26
日本証券金融株式会社	249,500	1.25
インターライフホールディングス社員持株会	226,500	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

及川民司氏の所有株式数には、インターライフホールディングス役員持株会における持分を含めております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- ・当社は、平成22年10月5日に株式移転により株式会社日商インターライフの持株会社(完全親会社)として設立されました。
- ・当社の[その他の関係会社]であるピーアークホールディングス株式会社は、支配株主等(親会社等)になり、当社は同社の持分法適用の関連会社となります。
- ・当社グループは、ピーアークグループより店舗内装工事の受注等を受けておりますが、その取引につきましては市場価格を勘案して、その都度

格交渉の上、決定しており、公正、適切な取引を実施しております。また、社外取締役1名、社外監査役1名を独立役員に選任し、親会社等との取引の内容を監督するとともに、当社グループおよび当社の小数株主の不利益とならないよう留意しております。

なお、当社グループは、ピーアークグループと協力体制を保ち、事業を展開する方針ですが、当社グループの事業展開にあたっては、当社の経営判断に基づき遂行されており、独立性は確保されているものと考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	8 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田裕実	他の会社の出身者											○
庄司正英	他の会社の出身者							○				
高橋公一	他の会社の出身者							○				
三吉達治	他の会社の出身者							○				
中沼和平	他の会社の出身者											○
江原均	税理士											○
内藤信夫	他の会社の出身者							○				
北本幸仁	公認会計士				△							

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

柴田裕実		○	柴田裕実氏は、株式会社みずほ銀行の業務執行に携わっていましたが、平成13年10月以降同社の業務執行には携わっておりません。株式会社みずほ銀行と当社グループとの間には、定期的な銀行取引があり、同社からの借入額は423百万円(平成29年2月28日現在)であります。同社と当社グループとの関係は、柴田裕実氏の独立役員としての職務執行に影響を与えるものでないと判断しております。	柴田裕実氏につきましては、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、金融機関に長年勤めた経験があり、企業経営にも携わるなど、豊富な知識、経験等を社外からの公正な視点で当社の経営に活かしていただけると判断し、独立役員に指定するものであります。
庄司正英			ピーアークホールディングス株式会社代表取締役会長	これまでの経営者としての知識・経験と、長年の一般社団法人東京ニュービジネス協議会役員を務めた見識と人脈は、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、社外取締役役に選任しております。
高橋公一			サミー株式会社執行役員コーポレート本部長	サミー株式会社および関連会社において管理部門における相当な知見を積まれており、また、経営者としての経験もあることから、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、社外取締役役に選任しております。
三吉達治			サミー株式会社社長室経営戦略部長	サミー株式会社および関連会社数社にわたり役員経験を有しており、当社グループの経営を担うに相応しい人物と判断し、社外取締役役に選任しております。
中沼和平	○		元アーク・シェアード株式会社取締役	会計、監査に精通した人物の招聘のため選任しております。 中沼和平氏は、企業の経理業務を長年務めた経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
江原均	○	○	江原均税理士事務所所長	税務、監査に精通した人物の招聘のため選任しております。 江原均氏は、税理士としての専門的な知識と経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、独立した立場であると同時に当社グループのことを熟知するとともに、税理士として会社経営に精通しており、当社グループの経営判断に大いに資する方であると判断し、独立役員として指定いたしました。
内藤信夫	○		セガサミーホールディングス株式会社財務経理本部経理部長	経理、監査に精通した人物の招聘のため選任しております。 内藤信夫氏は、企業の株式公開コンサルティング業務を長年務めた経験を有しており、経営、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
北本幸仁	○		元仰星監査法人顧問	会計、監査に精通した人物の招聘のため選任しております。 会計監査人としての業務を長年経験しており、企業の会計監査に関する知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

監査等委員会の職務を補助すべく、内部監査部門の1名が業務を兼務しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会、監査法人、内部監査室、社長ほかで構成される監査連絡会を開催し、問題点、懸念事項、リスク情報などの共有を図り、連携して監査を行っております。また、当社は常勤監査等委員、内部監査室で構成される監査報告会を開催し、監査状況の報告、監査方針の決定などの連携を図っております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としており、独立役員を2名選任しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社および当社グループ会社（当社子会社と同子会社が100%出資する子会社を指します。）の取締役および執行役員（以下「役員」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員に対する業績連動型報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、役員ごとの報酬は開示しておりません。なお、有価証券報告書等において役員区分ごとの総額を開示しております。

役員報酬等 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
取締役	42,333千円
監査役	10,942千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、常勤、非常勤、職務の内容、社会的水準、従業員給与との均衡および会社の業績、個々の役員の職務執行の実績等を考慮し決定することとしております。

[社外取締役のサポート体制]

現在、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務補助のため、経営企画室のスタッフが職務を補助する使用人を兼務する体制であります。また、監査等委員会の業務補助のため、内部監査室のスタッフが監査等委員会の職務を補助する使用人を兼務する体制であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、執行役員制度を取り入れ、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営のスピード化と効率化を図っております。

当社は、毎月1回定例取締役会を開催し、業績、資金状況などの報告と経営の重要事項を決定しております。また、経営責任を明確にするために取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年にしております。

当社は、内部監査室を設置し、業務の活動と制度を公正に評価、指摘、指導する内部監査を実施しており、監査結果を社長および監査等委員会に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査等委員会監査は、常勤監査等委員1名（社外取締役）と非常勤監査等委員（社外取締役）3名で実施しており、取締役会等に常時出席し、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制であります。

監査法人からは、期末、期中監査において、監査手法の相談、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの意識向上に向けたアドバイス等を受けており、監査等委員会、内部監査室と連携して三様監査の実効性を高めるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、業務執行取締役8名（うち社外取締役4名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）、計12名（うち社外取締役8名）で構成されております。当社の企業規模、事業内容等を勘案すると、適切で効率的な経営監視機能を確保するためには、当社の事業に精通している取締役で構成される取締役会と独立した監査等委員会による現経営体制は適切であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年5月25日開催の第7期定時株主総会の招集通知は、5月1日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は、2月末日であり、5月下旬の株主総会集中日を避けて株主総会を開催するように努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成29年5月25日開催の第7期定時株主総会から、議決権の電子行使を導入いたしました。
その他	株主総会において、株主の皆様により解りやすく理解いただくために、業績等をビジュアル化してスクリーンに映し出し、説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、平成28年12月8日に個人投資家向け説明会を開催いたしました。今後も定期的の実施してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算および通期決算の説明会を実施しており、代表取締役社長による説明と質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重について、当社グループCSR憲章、グループ行動規範の中で、ステークホルダーごとに、より良い関係を築くための指針を示して、役員・社員に周知徹底、徹底いたしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループCSR憲章、グループ行動規範において、企業の社会的責任、環境保護への指針を示し、事業活動の中で環境保護に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループCSR憲章、グループ行動規範において、適時的確な情報を積極的に開示することを指針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社ならびに子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針およびその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループCSR憲章及びグループ行動規範を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神をグループ会社の役職員に伝える。さらに、当社グループの業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。また、監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、経営企画部を担当する役員を、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する全社的な統括責任者として任命し、社内規程等に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 当社ならびに子会社の取締役の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に係るリスクに関して、当社グループにおいてそれぞれ見られるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

4. 当社ならびに子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を行うため、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を採用する。

5. 当社ならびに子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループのCSR活動を統括するグループ管理室に、コンプライアンスに関する統括機能を持たせ、役職員が法令・定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてグループCSR憲章およびグループ行動規範を定め、その周知徹底と遵守の推進を図ることとする。
- ② 当社グループの使用人が、法令・定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為等が行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、ならびに、その責任者が重要な案件について遅滞なく当社の取締役会および監査等委員会に報告する体制を確立する。また、その通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した的確な対処の体制として、業務上の報告経路のほか社内コンプライアンス担当部門および外部専門機関を受付窓口とする通報窓口を整備し、これを周知徹底する。

6. 当該会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの役職員に適用されるグループCSR憲章及びグループ行動規範に則り、当社グループ全体のコンプライアンス体制を確立する。また、リスク管理規程に則り、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を図るほか、当社グループに対する内部監査室による監査体制を構築する。なお、当社は、子会社管理に係る規程に基づき、子会社等関係会社の経営の主体性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件に関する事前協議等を実施することにより、当社グループ全体の業務の適正を図る。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議の上、その職務を補助する使用人を配置する。

8. 前号の使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する使用人は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令・監督を受けない。
- ② 当該使用人の指名・異動等人事権に係る事項の決定については、監査等委員会の同意を必要とする。

9. 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、および監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は、職務執行に関して当社グループにおける重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査等委員会に報告しなければならない。
- ② 当社グループの取締役および使用人は、当社グループにおいて事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
- ③ 当社グループの社内通報制度に関する規程において、当社グループの取締役および使用人が当社監査等委員会に対して直接通報を行うことができると、および当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。

10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、各監査等委員と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。
- ② 監査等委員は、必要に応じて業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議へ出席できる。
- ③ 監査等委員会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部のアドバイザーを活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社グループは、「グループCSR憲章・グループ行動規範」において「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で

対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。
また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が総括し、顧問弁護士、所轄警察署、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告および財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある内部統制システムを構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針において、反社会的勢力排除について次のとおり定めております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社グループは、「グループCSR憲章・グループ行動規範」において、「反社会的勢力・団体・個人からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応し、利益の供与は行わないだけでなく、一切の関係を排除します。」と定め、基本的な考え方を示すとともに、社内に周知徹底を図る。また、反社会的勢力に対する対応は、グループ管理室が総括し、顧問弁護士、外部専門機関と連携して組織的に対応する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の向上が最善の防衛策と考えており、現在のところ導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 決定事実に関する情報

決定事実に関する重要な情報については、グループ各社・総務担当より当社経営企画部・グループ管理室に速やかに報告され、情報の調査、確認を行い、取締役会の審議、承認を経て情報開示責任者により開示を行います。

2. 発生事実に関する情報

発生事実に関する重要な情報については、グループ各社・各部門に情報開示の重要性の認識を図っており、グループ各社・総務担当より当社経営企画部・グループ管理室に速やかに報告され、情報の調査、確認を行い、取締役会の審議、承認を経て情報開示責任者により開示を行います。

3. 決算に関する情報

決算、業績、資産負債等の情報については、経営企画部・グループ管理室にて作成し、経営企画部担当取締役役に報告され、取締役会は、情報の調査、確認を行い、取締役会の審議、承認を経て情報開示責任者により開示を行っております。

経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要図

